

## 保証債務 宅建 H15-07-4 <<#724>>

**【問】 正誤をつけよ。**

Aは、Aの所有する土地をBに売却し、Bの売買代金の支払債務についてCがAとの間で保証契約を締結した。Cの保証債務にBと連帯して債務を負担する特約がない場合、Bに対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は、Cに対してもその効力を生ずる。

**【答え】 正しい**

**<<ポイント1>> 主たる債務者について生じた事由の効力【★基礎必須】**

1 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は、保証人に対しても、その効力を生ずる。(保証債務の付従性) (民法 457 条 1 項)

**<<ポイント2>> 保証人の負担と主たる債務の目的又は態様【★基礎必須】**

2 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。(民法 484 条 2 項)